

貨物船の非常脱出用呼吸具 (EEBD) に関する主要主管庁特別要件のまとめ

詳細は各リンク先をご参照ください。

項目		主管庁	パナマ	シンガポール	リベリア	マーシャル諸島	日本	香港	ギリシャ	バハマ	キプロス
非常脱出用呼吸具 (EEBD)	居住区域		2組	2組	2組	2組	2組	2組	2組	2組	2組
	機関区域	制御室	1組	※2	1組	—	1組 ※4	1組	1組	1組 ※11	1組
		工作室	1組 ※1	※2	1組 ※1	—	1組 ※4	1組 ※1	1組	1組 ※1, 11	1組 ※1
		その他	各甲板に1組	※2	各甲板に1組	各甲板に2組 ※3	各甲板に1組 ※4	各甲板に1組	各非常口に1組	各甲板に1組 ※11	各甲板に1組
	タンカーポンプ室	—	—	※5	—	—	—	—	—	—	—
	予備	1組以上 ※6	2組 ※7	総数の10%	1組	1組	1組	1組	1組	1組	1組以上 ※6
	訓練用	1組以上 ※8, 9	必要 ※8, 10	1組以上 ※8, 10	1組	—	—	—	1組以上 ※8, 9	1組以上 ※8	
Class NK テクニカルインフォメーション又は主管庁指示			TEC-1236	Marine Circular No. 4 of 2002	TECHNICAL LETTER (2017-01)	MN-2-011-14	TEC-0478	TEC-0566	Circular No. 4231/21/2002	TEC-1252	TEC-1256

備考

- ※1 工作室から脱出経路に直接アクセスできる場合は省略可能。
- ※2 機関室配置をはじめ様々な要素を考慮し、個船毎に判断。
- ※3 各レベル(各甲板または台甲板)において扉を有するエスケープトランクが備えられていれば、各レベルに1組で可。
- ※4 機関制御室と工作室が隣接している場合、いずれか一方のものを省略可能。各々が脱出経路に隣接している場合も各々省略可能。ただしA類機関区域内に最低3組必要。
- ※5 通常のオペレーションにおいてポンプ室に入る個々の人員が使用できるように追加のEEBDを船上に備えるか、少なくとも2組をポンプ室に備える。
- ※6 船上に10組以下のEEBDを備える場合は少なくとも1組、11～20組のEEBDを備える場合は少なくとも2組、20組より多く備える場合は要求されるEEBDの10%分。ただし4組を超える予備のEEBDは要求されない。
- ※7 居住区域及び機関区域にそれぞれ少なくとも1組の予備を備える。
- ※8 訓練用であることを明記。
- ※9 訓練に使用されるEEBDのシリンダを再充填する装置を備える場合は、訓練用として新たにEEBDを備える必要はない。(訓練用としてシリンダ以外の関連装置は船上に備えること)
- ※10 通常使用するものと同じ部屋に設置しない。
- ※11 ISMコードに基づく船舶管理会社は、機関区域内に必要なEEBDの位置と数量を決定するためのリスクアセスメントを実施し、その結果を示す文書を船上に保管すること。